

島根原発3号機

島根原発3号機を巡る経過

- 1997年 中国電力が立地自治体の島根県と旧鹿島町(現・松江市)に島根原発3号機設置を申し入れ
- 2000年 島根県と旧鹿島町が設置を事前了解
- 06年10月 中国電力が本工事に着手
- 11年 東京電力福島第1原発事故
- 18年 3号機の新規稼働に必要な原子力規制委員会審査の申請について、中国電力が松江市と島根県に事前の了解を申し入れ、30キロ圏内の自治体には報告
- 7月3日 松江市の松浦正敬市長が申請を了解。8月上旬までに30キロ圏内の周辺自治体も全て容認
- 8月7日 島根県の溝口善兵衛知事が了解を表明

溝口知事が容認表明

中電は立地自治体と結ぶ安全協定に基づき、5月22日に立地自治体の松江市と島根県に申し入れ、周辺自治体には事前報告した。

7日に松江市殿町の県庁で会見した溝口知事は、申請を認める理由について、

(高橋利明、井上誓文) 25画面に連記事

3号機(松江市鹿島町片町、出力137万3千瓩)の新規制基準適合性審査を原子力規制委員会に申請することが7日、分かった。島根県の溝口善兵衛知事が同日、容認する考えを表明し、安全協定上、審査申請に必要な立地自治体の事前了解がそろったため。2カ月半の申請の可否を巡る議論が終結し、規制委による審査に入る。

中国電力が10日に、新規稼働を目指す島根原発

その上で、「安全性は重要な課題であり、規制委が専門的な見地から厳格に審査を行う必要があると判断した」と説明。今回は申請だけを認め、審査に合格した後に稼働の可否を判断する考え方を示した。

容認に合わせ、中電や国に求める付帯意見は、周辺自治体の内容を基に整理する。9日に県庁で中電

の清水希茂社長に事前了解と付帯意見を伝える。早期申請を目指してきた中電は10日に規制委に申請する。

2011年3月の東京電力福島第1原発事故時に建設中だった原発が稼働に向けた手続きに入るのは、電源開発の大間原発(青森県)に続いて2例目となる。政

府は、福島事故前に国が設置変更許可を出しておらず、06年から工事が始まり、

中電10日に審査申請

新增設には当たらないとしている。

3号機は、改良型沸騰水型で出力は国内最大級。廃炉作業中の1号機(出力46万瓩)と再稼働を目指す2号機(同82万瓩)の合計を上回る。00年に安全協定に指したが、福島事故で延期した。新規制基準などを踏まえ、2号機と合わせて約5千億円かけ、19年9月までを目標に安全対策の工事を進めている。

当初は11年12月の稼働を目指したが、福島事故で延期した。新規制基準などを踏まえ、2号機と合わせて約5千億円かけ、19年9月までを目標に安全対策の工事を進めている。